

香川県簡易専用水道設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、簡易専用水道の設置に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

なお、この要綱における対象施設は、県内の各町に設置された簡易専用水道とする。

(設置の届出)

第 2 条 簡易専用水道を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、簡易専用水道設置届出書（様式一）により次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 簡易専用水道を設置する建築物等（以下「建築物等」という。）の名称
- (3) 建築物等の所在地
- (4) 建築物等の用途及び規模
- (5) 簡易専用水道の規模、構造及び材質
- (6) 水の供給を受ける水道事業の名称
- (7) 利用者数及び使用水量
- (8) 工事着手予定年月日
- (9) 使用開始予定年月日

(経過措置)

第 3 条 一の水道が簡易専用水道となった際現にその水道を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）は、当該水道が簡易専用水道となった日から 30 日以内に、簡易専用水道設置届出書（様式一）により前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(届出事項の変更)

第 4 条 第 2 条又は前条の規定による届出をした者は、第 2 条第 1 号から第 5 号（ただし第 5 号については水槽に限る。）までの事項について変更があったときは、その日から 30 日以内に、簡易専用水道設置変更届出書（様式一）により、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第 2 条第 1 号の法人の場合の代表者の氏名の変更及び第 4 号の軽微な変更（変更部分が 20%未満のものをいう。）についてはこの限りではない。

(承継の届出)

第 5 条 第 2 条又は第 3 条の規定による届出をした者から、その届出に係る簡易専用水道を譲り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

2 第 2 条又は第 3 条の規定による届出をした者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 2 条又は第 3 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から 30 日以内に、簡易専用水道承継届出書（様式一1）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第 6 条 第 2 条又は第 3 条の規定による届出をした者は、その届出に係る簡易専用水道を廃止したときは、廃止の日から 30 日以内に、簡易専用水道廃止届出書（様式一2）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（届出の経由）

第 7 条 この要綱の規定により知事になすべき届出は、建築物等の所在地を管轄する保健福祉事務所又は小豆総合事務所(以下「保健福祉事務所等」)の長に行うものとする。

（簡易専用水道の管理）

第 8 条 簡易専用水道の設置者は、水道法施行規則（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号）第 55 条の規定のほか、次の管理基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の点検を毎月一回以上定期に行うこと。
- (2) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等についての検査を毎日一回以上行うこと。
- (3) 給水栓における消毒の残留効果に関する検査を毎週一回以上定期に行うこと。

（保健福祉事務所長等への通報）

第 9 条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに水道法施行規則第 55 条第 4 号に掲げる措置を講ずるとともに、保健福祉事務所等の長にその旨を通報しなければならない。

（書類の整備等）

第 10 条 簡易専用水道の設置者は、次の書類を整備し、第 1 号及び第 2 号の書類は当該簡易専用水道が存続する間、第 3 号及び第 4 号の書類は 3 年間、これを保存しなければならない。

- (1) 簡易専用水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 貯水槽の周囲の配置を明らかにした図面
- (3) 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）第 34 条の 2 第 2 項に規定する検査に関する記録及び水道法施行規則第 55 条各号に定める管理に関する記録
- (4) 第 8 条に規定する管理に関する記録

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、昭和54年6月28日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に簡易専用水道を設置している者は、速やかに様式—1簡易専用水道設置届出書により要綱第2条各号に規定する事項について知事に届け出なければならない。

この場合において、「工事着手予定年月日」とあるのは「工事着手年月日」と「使用開始予定年月日」とあるのは「使用開始年月日」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の届出においては、要綱第6条を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、昭和58年9月13日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に改正前の香川県簡易専用水道設置届出要綱の適用除外であった簡易専用水道を設置している者は、速やかに改正後の香川県簡易専用水道設置要綱（以下「改正後の要綱」という）第2条各号に規定する事項について知事に届け出なければならない。

この場合において、「工事着手予定年月日」とあるのは「工事着手年月日」と「使用開始予定年月日」とあるのは「使用開始年月日」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の届出においては、改正後の要綱第6条を準用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 19 日から施行する。